

長野県本人確認情報保護審議会の概要

1 所掌事項（法第30条の9、条例第3条第4項）

本人確認情報の保護に関する事項を調査審議する。

法律によって審議会の権限に属せられた事項の調査審議

…住民票コードの利用制限違反に対する知事の中止命令に関する事項

知事の諮問に応じた調査審議

…本人確認情報の保護に関する事項、本人確認情報を県が利用する場合に制定する条例に関する事項 等

知事に対する建議

本人確認情報の保護に関して知事が講じた措置等に関する報告の聴取(条例)

2 組 織（条例第5条～第8条第2項）

定 数

…7人以内(個人情報保護又は情報通信技術の利用に関し識見を有する者、関係市町村等の職員)

任 期 2年

会長等 会長1人(委員の互選)、会長代理1人(会長の指名)

会の成立 過半数の出席

3 審 議 (条例第8条第3項、第4項)

議長

…会長が務める。

審議事項の議決

…出席委員の過半数で決定

審議事項の公開

…原則公開。

ただし、本人確認情報の保護を図る上で支障があると認められる場合は非公開。

公開の場合は傍聴を認める(傍聴要領による)

4 その他 (条例第9条)

委員の守秘義務